令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課)

項目	名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税	目	所得税(租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第5条の3、租税特別措置法施行規則第5条の6) 法人税(租税特別措置法第42条の4、 租税特別措置法施行令第27条の4、 租税特別措置法施行令第20条)
	我が[一ショ:	国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベンに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。
要	を図る	的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上 ため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うともに、オ イノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。
望	〇オー 控除 ^図	型のインセンティブ強化 プンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び 率の引上げ ビス開発の要件の見直し
Ø	〇一般 で)) 〇試験	型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和6年度末ま研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長
内	〇中小 用期 〇オー	間延長(令和6年度末まで)) 企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適 限を延長(2年間延長(令和6年度末まで)) プンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別
容	者及	機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業 び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者に同機構から出 受ける者を追加 等
		平年度の減収見込額(精査中)百万円
		(制度自体の減収額) (▲505,300 百万円)
		(改正増減収額) (▲24,000百万円)

新

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2 兆円)の約7割(同:13.8 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP 比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣議決定]において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイイベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションがより促進しているとは言い難い状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直していくことが必要である。

		基本目標XⅢ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標2 研究を支援する体制を整備すること
		施策目標2 切えを又援する体制を整備すること 施策目標2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実 施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研 究の充実を図ること
今回の要望(○ 科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模:約30兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)
別	今政策体系における	 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2022 (骨太の方針) [令和 4年6月7日閣議決定] 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野(2) 科学技術・イノベーションへの投資~略~研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。~略~
措	理 政策目的の性 位置付け	(3) スタートアップ (新規創業) への投資 ~略~ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や 創薬ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。~略~
と関連する事項		○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。~略~その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。
		3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し 〜略〜スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 -成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が 「成長と分配の好循環」をリードする— [令和4年6月22日 中小企業政策審議会 第4章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体 のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を 実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対 応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小 規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーション に適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指して いくことが重要である。(略)こうした企業が成長志向に 変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していき たい。 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度 までに約 120 兆円にする。 政策の (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我 達成目標 が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) 〇 一般型のインセンティブを強化 〇 オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定 義の見直し及び控除率の引上げ 〇 サービス開発の要件の見直し ○ オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究 先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研 究開発の成果を活用する事業者に同機構から出資を受ける者 租税特別措 を追加 置の適用又 (以上、適用期限の定めなし) は延長期間 〇 一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ 措置 ○ 中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合 に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間)) 同上の期間 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度ま 中の達成 でに約120 兆円にする。 目 ○ 公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業に おける投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少 している。 研究主体別研究費の推移(億円) 2016 2017 2018 2019 2020 前年比 年度 年度 年度 (%) 年度 年度 政策目標の 184, 326 195, 260 195, 757 192, 365 -1.7 総額 190, 504 達成状況 138, 608 142, 316 企業 133, 183 137, 989 142, 121 -2.4 16,097 $16, 1\overline{60}$ 16. 997 3. 4 非営利団 151, 102 16. 435 体・公共 機関 36, 042 36, 418 36, 784 37, 202 大学等 36, 760 -1.1 (出典:総務省「科学技術研究調査」)

		要 望 の 措 置 の 適用見込み	・一般型 ・中小企業技	を適用件数見込 な術基盤強化税 イノベーション	制	3, 698 件/事 6, 091 件/事 692 件/事	業年度
	有		→ 研究開 ・研究開発税 ・令和2年度	を減収額 5,053 引発税制等によ 記制等の研究開	る研究開発技 開発投資押上交 度までの 10	设資押し上げ効 カ果:5,851 億 年間に及ぼす	円
	効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		済産業省「令和)在り方に関す		技術調査事業((研究開発
11			税制改正にお3.4%増加して、経済産業のションペーにおけるオー	3ける総額型の たとされてい。 \$研究所が EBP -パー(池内(20 -プンイノベー)導入により、 る。また、経 M の一環とし)22))によれは ·ション型の扱)によれば、2 研究開発投資 済産業省と連持 て行った研究の ば、2015 年度の な充により、平 いたことが示さ	が3.0~ 携した上 のディスカ O税制改正 均で14.4%
			以上のようころである。		過去の分析等	一定程度行わ 等を踏まえつ [*] こいく。	
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし				
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定				
	相		及び研究テー研究開発段階 対による研究	-マ等を設定す 皆における成身	けることで、 果の獲得を目 国広く、中立	に基づき助成 より特定され 指す制度であ 的に促進する	た分野又は り、民間活
	当 性		なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・ 税制両面から積極的な支援が行われている。				
		上記の予算	民間研究開発			間研究開発比率	(2019)
		上の措置等		研究開発税制	補助金等	合 計	
		と要望項目	日本 米国	9. 98%	2. 05%	12. 03%	
		との関係	英国	11. 37% 33. 01%	12. 33% 8. 14%	23. 70% 41. 15%	
			独国	0. 00%	6. 97%	6. 97%	
			仏国	28. 39%	11. 09%	39. 48%	
			韓国	12. 23%	16. 50%	28. 73%	
			中国	6. 85%	5. 65%	12. 50%	
			7ヵ国平均	14. 55%	8. 96%	23. 51%	
			(出典: OECD Main Science and Technology				
			Indicators)				

	要望の措置の妥当性	※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る初り年可決、2020年1月から施行。 本新的なイノへのかも対するが、では、アの大変では、では、大なが高のに、2021年度が、では、大ながら、では、大なが活のは、では、29年度が、では、大ながは、では、では、29年度が、では、大の大変では、では、大の大変では、では、大の大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、
―― これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 の績	① 減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分) <一般型> 平成30年度 5,751億円(57億円) 令和元年度 5,192億円(101億円) 令和2年度 4,737億円(132億円) <ー小企業技術基盤強化税制> 平成30年度 357億円(357億円) 令和元年度 287億円(286億円) 令和元年度 208億円(206億円) <高水準型> 平成30年度 23億円(0.3億円) 令和元年度 6.7億円(0.3億円) 令和元年度 -億円(-億円) <オープンイノベーション型> 平成30年度 84億円(3.7億円) 令和元年度 108億円(4.0億円) 令和元年度 108億円(4.5億円) ② 適用事業者数(うち、資本金1億円以下の法人分) <ー般型> 平成30年度 3,822法人(1,017法人) 令和元年度 3,598法人(1,010法人) 令和2年度 3,598法人(1,010法人)

<u></u>	
	<中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 5,690 法人(5,674 法人) 令和 元年度 5,478 法人(5,463 法人) 令和 2 年度 5,164 法人(5,148 法人)
	<高水準型> 平成 30 年度 149 法人(110 法人) 令和 元年度 96 法人(79 法人) 令和 2 年度 -法人(-法人)
	※前回要望時(令和3年度税制改正要望時)における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。
	① 租税特別措置法の条項 42条の4
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態	②令和2年度適用件数(うち、資本金1億円以下の法人分) (1)一般型:3,504法人(1,024法人) (2)中小企業技術基盤強化税制:5,164法人(5,148法人) (3)オープンイノベーション型:562法人(281法人)
調査結果	③令和2年度適用額(うち、資本金1億円以下の法人分) (1) 一般型:4,737億円(132億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制:208億円(206億円) (3) オープンイノベーション型:108億円(4.5億円)
租税特別措	〇企業の研究開発費の推移(うち、資本金1億円未満の企業分)
置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	平成 26 年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成 27 年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成 28 年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成 29 年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成 30 年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和 元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和 2 年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典:総務省「科学技術研究調査」)
前回要望時 の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業におい て精査中
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.59%となっている(総務省「科学技術研究調査」)
	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分25%税額控除
これまでの 要 望 経 緯	12%以下増加分25%税額投除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分25%税額控除
	昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設

中小企業技術基盤強化税制の創設

昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費 として特別加算

平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)

平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)

平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)

平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)

平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。

特別税額控除限度額を当期の法人税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の14%相当額)に変更。

縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。

平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。

縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。

平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。

平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。

縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。

平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度 (増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度 (高水準型)の創設。

平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。

拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の 引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過 額の平成23、24年度への繰越控除を措置 (22年度末まで)。

平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長 (23年度末まで)。 平成23年度縮減総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。

延長 (平成23年6月再つなぎ法)

総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ(20%→30%) (26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を3年間延長 (28 年度末まで)

増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度 (0I型) をあわせ、控除上限を 30% (総額型25%、0I型5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 0I型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率 に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを 導入(控除率の一部は 30 年度末まで)。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その 割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組み を導入(30 年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、サービスの開発 を支援対象に追加。

01型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上 げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部 控除率の引上げ

総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超 の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年 度末まで)。

ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控 除上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延 長(令和2年度末まで)

令和 3年度 拡充 一般型(総額型から改名)の控除上限を25%

から30%に引き上げ(2年間)

※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。

一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。

特別試験研究費における共同研究の相手方に 国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究 機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延 長(令和4年度末まで)